

「国道10号住吉道路（都市計画道路住吉通線（仮称）」の 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

1 総括的事項

本道路は、宮崎市の中心市街地と北部地域を結ぶ骨格的道路網の一部を形成し、都市圏における円滑な移動、物流の効率化による産業支援や観光振興、さらには、災害時の緊急活動や救急輸送時間の短縮などに資する重要な施設となることが期待される一方で、事業実施区域及びその周辺には優良農地やため池が数多く存在しており、絶滅のおそれのある動植物が生息、生育している可能性もある。

このため、本道路の具体的なルートや構造の設定など、事業計画の具体化に当たっては、下記2の個別的事項に特に留意しながら環境影響評価を行い、その過程で新たな情報（想定外の重大な環境影響の懸念等）が得られた場合は、適切な状況把握を基に、環境保全措置や詳細な事後調査等の対策を検討し、環境影響が回避又は十分に低減された事業計画を策定されたい。

2 個別的事項

(1) 騒音等について

本道路の南側の新名爪地区周辺には商業施設や住宅等が数多く存在しているため、騒音及び振動が住民等の生活環境に重大な影響を及ぼすことがないように、周辺環境への影響について十分に調査、予測及び評価をすること。

(2) 動植物・生態系について

ア 事業実施区域及びその周辺においては、石崎川とその支流が貫流するほか、多くのため池が存在しており、絶滅のおそれのある動植物が生息、生育している可能性がある。環境影響評価に当たっては、このことを考慮した上で、当該水系やため池における動植物及び生態系への影響について十分に調査、予測及び評価をすること。

イ 事業実施区域は市街地に近いが、一部の里山の状況を残した場所が存在しているため、動植物の生息・生育環境への影響評価に際しては、道路による分断の影響やロードキル、バードストライクの可能性についても考慮すること。

(3) 景観について

宮崎市の景観計画では、国道10号について、景観形成の骨格を成す道路景観軸として位置づけるとともに、景観重要公共施設に指定し、整備方針を策定している。環境影響評価に当たっては、このことを念頭に、良好な自然景観の保全に資する事業計画となるよう調査、予測及び評価をすること。

(4) 農用地について

事業実施区域内には、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域が広範囲に広がり、多くの優良農地が存在しているため、環境影響評価に当たっては、農業用水の水質悪化など営農活動に関する影響にも留意すること。